大野市和泉診療所設置条例

(平成17年11月4日条例第62号)

改正 平成19年3月26日条例第5号 平成20年3月24日条例第12号 令和元年12月19日条例第41号

(設置)

第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項の規定による診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 大野市和泉診療所
  - (2) 位置 大野市朝日第23号11番地

(診療科目)

第3条 診療所における診療科目は、内科及び歯科とする。

(任務)

- 第4条 診療所は、次に掲げる事項を達成することを任務とする。
  - (1) 国民健康保険及び社会保険の主旨に基づき、この模範的な診療及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること。
  - (2) 大野市における公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
  - (3) 国民健康保険診療及び保健事業に関する研究調査を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること。
  - (4) 介護保険法(平成9年法律第123号) に規定する居宅サービス事業者として介護保険事業を円滑に運営すること。

(診療等)

- 第5条 診療所は、大野市国民健康保険の被保険者に対し、次に掲げる診療を行う ものとする。ただし、健康保険及び船員保険の被保険者及び同被扶養者、法令に より組織する共済組合の組合員及び同被扶養者、他市町村国民健康保険の被保険 者その他の者に対しても行うことができる。
  - (1) 健康診断及び健康相談
  - (2) 療養の指導及び相談
  - (3) 診察

- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術その他の治療
- 2 前条第4号に規定するサービス事業は、次に掲げる事業とする。
  - (1) 訪問看護
  - (2) 居宅療養管理指導

(職員)

第6条 診療所に所長その他必要な職員を置く。

(診療費及び手数料)

- 第7条 診療費は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第123号)に基づき算定した額とする。ただし、これに基づき算定することができないものは、市長が別に定める額とする。
- 2 手数料の額は、次のとおりとする。
  - (1) 死亡診断書 1 通につき 3,200円
  - (2) 一般診断書又は証明書 1通につき 1,600円
  - (3) 死体検案書 1 通につき 10,700円
  - (4) 生命保険用診断書 1通につき 5,700円

(手数料の減免)

- 第8条 市長が特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。 (損害賠償の義務)
- 第9条 患者、その付添人又は来訪者は、診療所の設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処することができる。